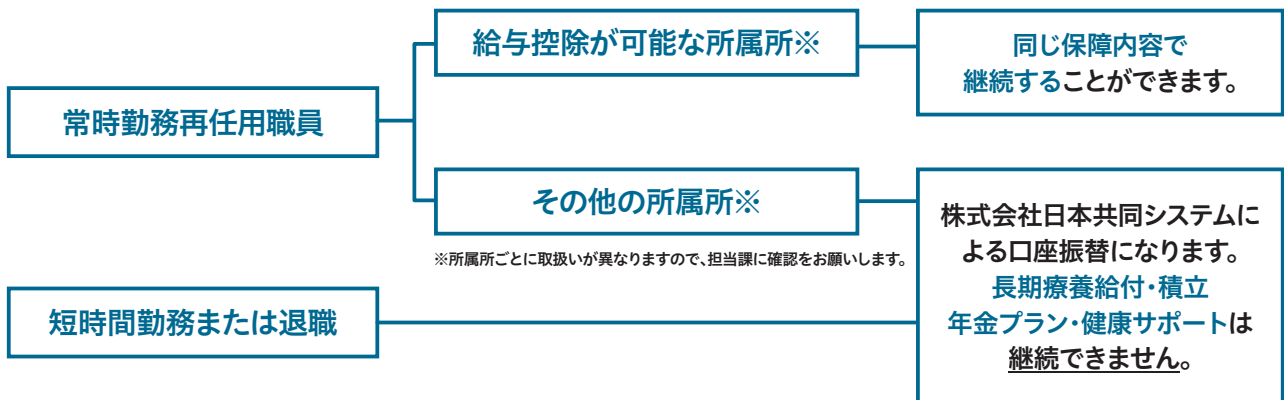


年度末退職者様へ 遺族付加年金“きずな”（退職後制度）

資料
令和3年12月下旬
配付予定

退職後も継続して加入することができます

きずな加入者 フローチャート（令和4年3月末以降）



退職後も配当金の対象になります。

1年ごとに収支計算を行い、余剰金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。遺族付加年金“きずな”（損害保険部分）、医療保険、重病支援給付、長期療養給付に配当金はありません。

きずな加入者・未加入者 一時払退職者傷害保険

退職時に無告知で加入できる保険です。

一時払保険料は、10、20、30、40万円から選択し、保険料払込月の翌月から10年間は保険期間となります。

急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
死亡・後遺障害 入院 通院 手術



法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金等
保険金1億円

2019年10月1日以降始期契約用の保障内容を記載しています。

今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

退職後制度の詳細は、当組合ホームページ「令和4年遺族付加年金“きずな”」

Web版パンフレットの29ページ～36ページをご参照ください。

栃木県市町村職員共済組合

検索

請求忘れはありませんか?

死亡・高度障害	病気・ケガ	積立年金（退職時）
遺族付加年金“きずな” きずなプラス	普通傷害 入院保険 医療保険 重病支援給付 長期療養給付	積立年金プラン（一般・個年）

新型コロナウイルス感染症による入院・臨時施設等または自宅療養は、医師または医療機関の証明をもって入院保険・医療保険の対象となります。

請求する場合は、所属所の共済事務担当課にお申し出ください。